

訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

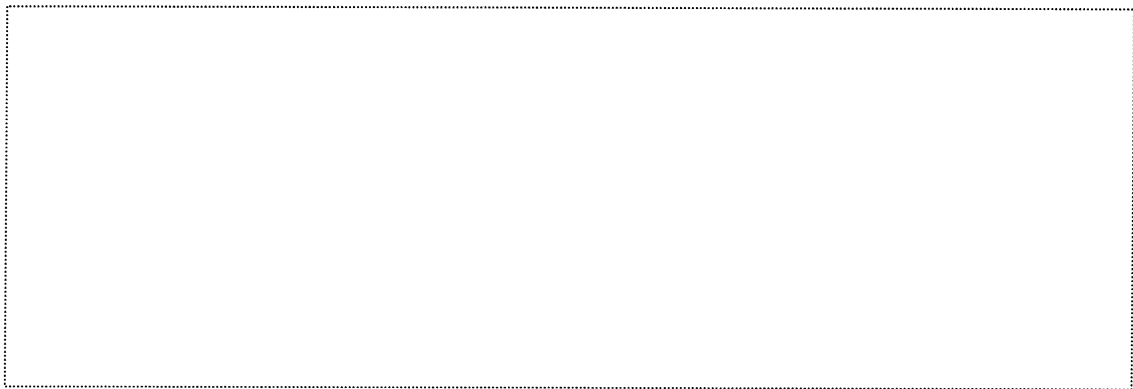
〇〇〇 地 方 裁 判 所 御 中

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金 33万0000円

貼用印紙の額 金 4000円

原告訴訟代理人弁護士 中 根 浩 二 印



当事者目録

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中村区あお空三丁目14番
原告 亜井ウエオ

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目14番32号
丸の内三丁目ビル9階
弁護士法人あお空法律事務所
TEL 052-201-6300 FAX 052-201-6302
原告訴訟代理人弁護士 中根浩二 印

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 あお空市星町一丁目1432番
被告 あお空太郎

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し金33万円及びこれに対する平成27年8月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

1 交通事故の発生

別紙表示の交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した（甲1）。

2 事故の態様

本件事故前、原告が運転する自家用普通乗用自動車（以下「原告車両」という。）は、あお空市星町〇番先道路上の道路を、信号機によって交通整理の行われているあお空星町交差点（以下「本件交差点」という。）に向かって、走行していた。

原告車両が、本件交差点の手前に至ったところ、対面信号機が赤色表示となったため、原告が原告車両を停止させたところ、原告車両の後方から、被告が運転する自家用普通乗用自動車は追突し、本件事故が発生した。

3 責任原因

被告は、進行方向を注意して安全に進行させる義務がありながら、これを怠った過失により本件事故を惹起させたものであることから、民法709条に基づき、原告に生じた損害を賠償する責任がある。

4 損害

(1) 車両修理費

本件事故によって原告車両は損傷し、原告には車両修理費として合計30万円の損害が発生した（甲3）。

(2) 弁護士費用

原告は、原告代理人に本件訴訟の提起及び遂行を委任せざるを得なくなり、弁護士費用相当額の損害が発生した。弁護士費用は、3万円が相当である。

(3) 小括

以上より、本件事故につき、被告が原告に対し支払うべき損害は次の通りである。

車両修理費	30万0000円 (甲3)
弁護士費用	3万0000円
合 計	33万0000円

5 よって、原告は、請求の趣旨記載の判決を求める。

証拠方法

証拠説明書のとおり

附属書類

訴状副本	1	通
甲号証の写し	各	2 通
委任状	1	通

交通事故の表示

日 時 平成27年8月31日午前9時35分ころ
場 所 あお空市星町〇番先道路上
甲車
自家用普通乗用自動車、あお空700あ0001
運転者 被告
乙車
自家用普通乗用自動車、あお空702お1000
所有者 原告
運転者 原告
態 様 請求の原因記載のとおり。

以 上